



第 1 章

計画の基本的事項

第1章では、由布市環境基本計画の基本的な事項である、計画策定の趣旨、計画の位置づけ・役割、計画の対象地域と主な環境要素、計画の期間、計画の構成について説明します。

1. 計画策定の趣旨

由布市は、大分川に沿って、上流域に湯布院町、中流域に庄内町、下流域に挾間町の行政区分がありましたが、2005（平成17）年10月1日に合併し現在に至ります。由布市は、由布岳、鶴見岳、黒岳などの雄大な火山群や、城ヶ岳、花牟礼山などの美しい山々に囲まれた大分川水系の集水域に立地しており、さまざまな自然の恵みを受けています。

大分川とその支川は、豊かな水量によって農林水産業や発電等の各種産業用水、生活用水となり人々の暮らしを支えてきました。日本名水百選の男池湧水群と、それを育む原生林、山下池・小田の池の湿原植生、そして由布川峡谷などは、水と緑がもたらす優れた自然環境と独特の自然景観を形成しています。火山の恩恵である温泉は、由布院温泉・湯平温泉をはじめとして市内全域に分布し、観光・保養や日々の暮らしにも利用されています。資源に恵まれた私たちの先人は、豊かな自然と結びついた暮らしをとおり、伝統芸能である神楽など、さまざまな歴史や文化を育んできました。私たちの暮らし、産業、経済は、本市の豊かな環境を大切にしながら、その恵みを活用することで成り立っています。

しかし、現代においては、私たちの日常生活や事業活動が環境負荷となり、地球温暖化や廃棄物の不法投棄や水質汚濁、開発による自然の減少、生物多様性の損失など、さまざまな問題を引き起こしています。かつては行われていた人の営みがなくなったことで、私たちにとって身近なものであった里山や牧野¹などの環境もまた変化しています。

由布市民は、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、それを保全・再生・創造し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。特に、私たちの暮らしは、先人のたゆまぬ努力によって守られ、長い時間をかけて築き上げられてきた風土の恵沢によって支えられており、私たちもまたそれを守り、さらに発展させていかなければならないということを忘れてはなりません。

こうしたことから、由布市は、市民等²、事業者³、市そして交流者⁴がそれぞれの役割を自覚し、協働して取り組むことにより、持続可能な社会を実現させ、豊かで美しい環境を未来の子どもたちへ引き継ぐことを決意し、由布市環境基本条例を2013（平成25）年3月に制定しました。

第2次由布市環境基本計画は、環境基本条例の基本理念に基づいて、また、第1次計画の点検・評価をふまえて、どのような施策を進めていくのかを示した行動計画として策定したものです。

¹ 牧野（ぼくや）：家畜の放牧や採草など、人が関わることで維持される二次的な草原です。本計画では地域になじみのある「牧野」を使用し、植生に関する記述などでは「草原」を使用する場合があります。

² 市民等：由布市内に住所を有する市民並びに、由布市内で働き、学び、まちづくり活動を行う人又は団体のことを指します。

³ 事業者：由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体のことを指します。

⁴ 交流者：観光、保養、商用等で市内を訪れる人のことを指します。

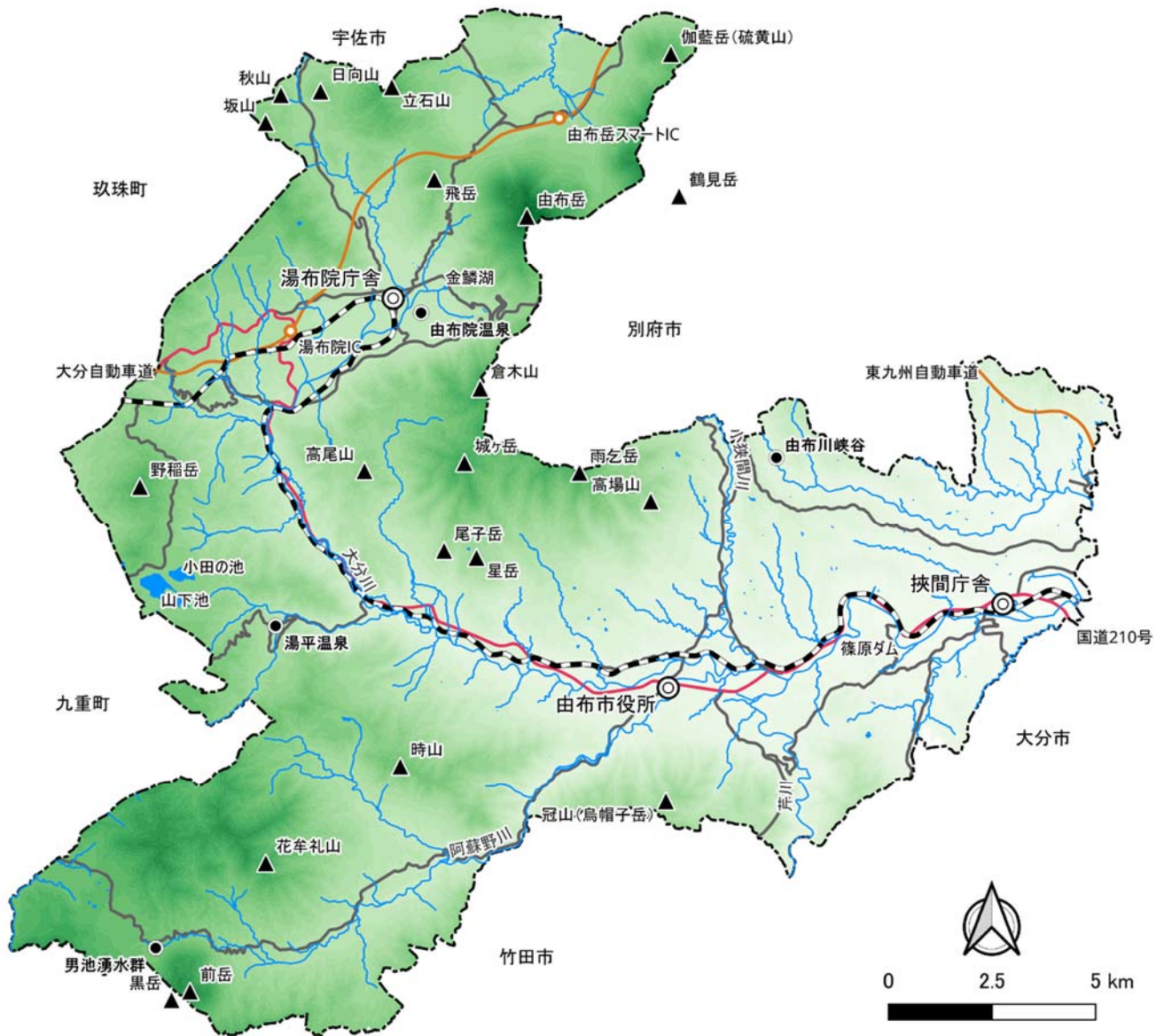


図 1 由布市概要図

CHECK!

由布市の地名の由来

1300 年ほど前の奈良時代に編纂された豊後風土記の中に、次のような記述があります。

「ゆふのさと 柚富郷、郡の西に在り、この郷の中にこうぞ 栲の樹多に生たり、常に栲の皮を取りて以ちて木綿ゆふ に作り、因りて柚富郷と曰ふ」

ゆふの名が文献に現れたのは、これが最初です。当時栲の木が多く自生していて、その皮から木綿を作ったので、それが郷名となったのです。

同じく奈良時代に編纂された、わが国最古の和歌集「万葉集」にも、「おとめらが はなりの髪を木綿の山 雲なたなびき家のあたり見む」という歌があります。由布山麓には、既にこの頃から人々が暮らしていたのです。そして人々が郷土や家族を思う心は、今も連綿と受け継がれています。

資料：ふるさとゆふいん物語.由布市、町誌湯布院.湯布院町.1989 年



2. 計画の位置づけ・役割

環境基本計画は、由布市環境基本条例第9条に基づく計画で、環境の保全・再生・創造に関する施策の取組内容が書かれた計画書です。広範多岐にわたる環境施策を体系化し、施策相互の連携を図りつつ、中長期的な観点に立って計画的に実行するための計画です。

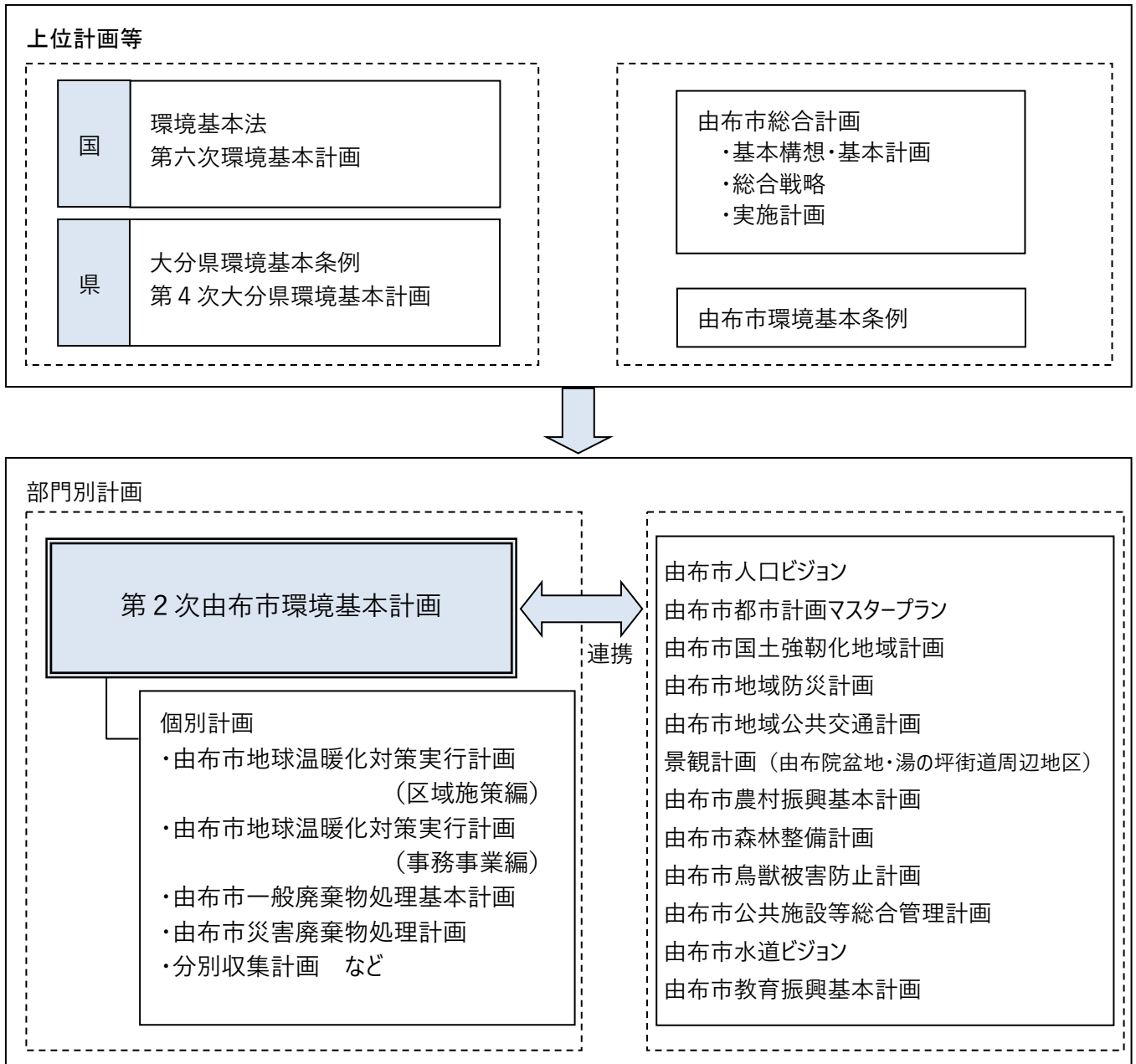


図2 計画の位置づけ

3. 計画の対象地域と主な環境要素

計画の対象地域は、由布市全域です。また、主な環境要素は次のとおりです。

表 1 主な環境要素

ゾーン	主な環境要素
川ゾーン（河川、湖沼、湧水）	水量、水質、生態系、景観
森林・里山・牧野ゾーン	林業、生態系、景観、防災・減災、水源涵養
農地ゾーン	農業、生態系、景観
暮らしのゾーン	生活、公害、景観、緑
共通	地域資源、歴史・文化、環境教育・学習、 廃棄物・リサイクル、エネルギー

4. 計画の期間

計画の期間は、2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間とします。ただし、計画の進捗状況や市民ニーズの変化、社会情勢や国内外の環境に関する変化などに対応するため、必要に応じて計画を見直します。

5. 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

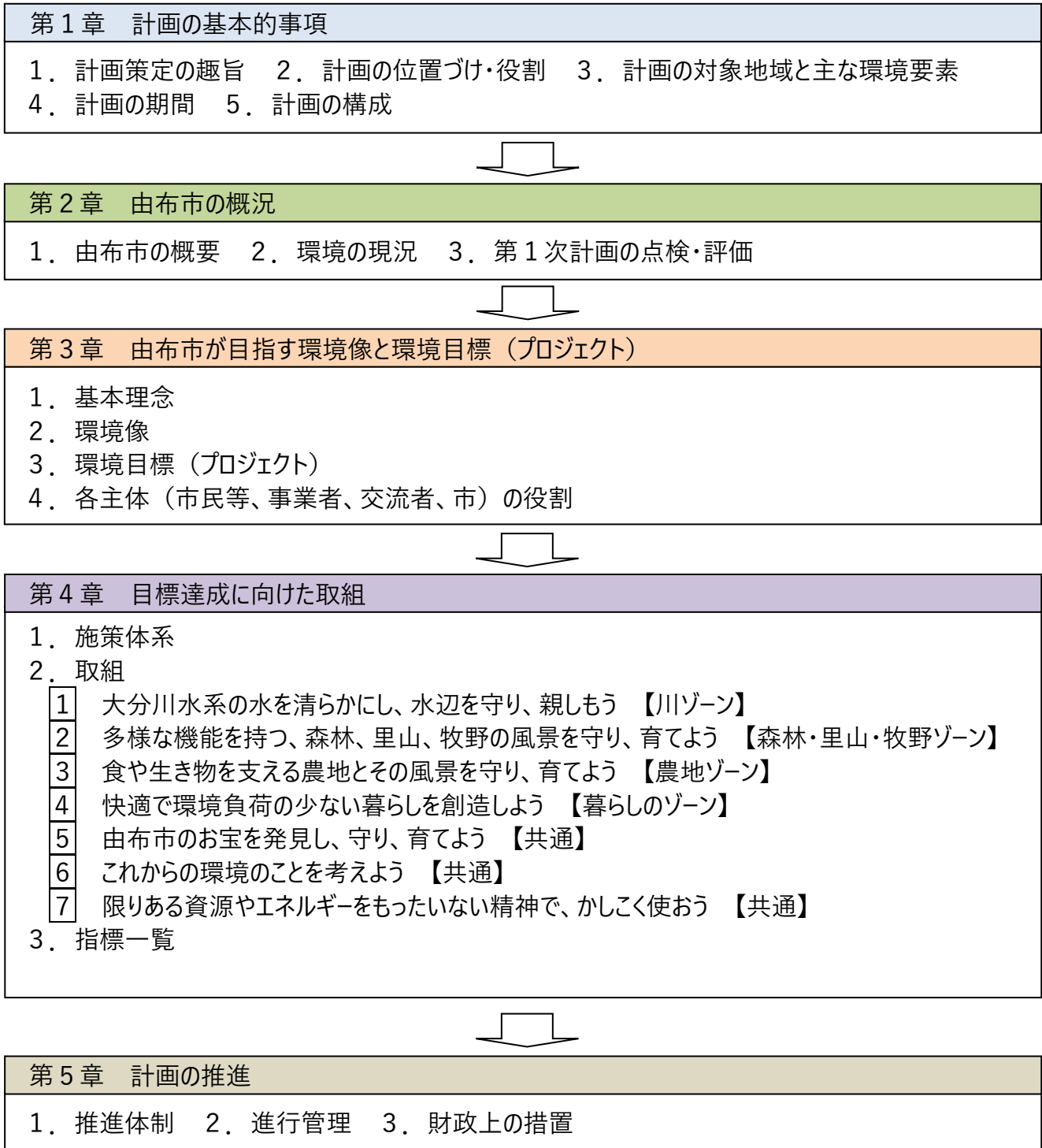


図3 計画の構成

持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。また、SDGs は環境施策に取り組む上でも重要な考え方であるため、本計画においても、SDGs と環境目標や基本施策との関連を明示することにしました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
ゴール 6	水	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
ゴール 9	インフラ	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内および各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール 16	平和と公平	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センター 持続可能な開発目標